

自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物の 取り扱いの変更について

取扱い基準が変更になりました！

取扱い基準「自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物について」が令和3年3月26日の改正により、出入り口に設置する「**車両等のPマーク**」も安全管理上必要なものと判断し、**適用除外の対象**となりました。

取扱い基準の変更に伴う注意

◆取扱い基準の変更に伴い、これまで申請していた「Pマーク」の看板も管理用看板の扱いとなり、最大3㎡までの控除対象となる可能性があります。



◆次回の更新申請の手数料の金額が

減額になる可能性があります！！

◎屋外広告物の申請内に「Pマーク」の看板が有る場合は、**山梨県収入証紙を購入する前に**申請する許可申請機関に手数料のご確認をお願いします！！

例

車両等の
Pマーク



※お買い求め頂いた収入証紙は原則買い戻し出来ませんのでご注意ください。

【屋外広告物の取扱い基準に関する問い合わせ先】

山梨県県土整備部 景観づくり推進室 電話 055-223-1325

【個々の屋外広告物の申請に関する問い合わせ先】

各申請機関については、「屋外広告物の手引き」をご参照ください。